



アイル、人権に関する基本方針を策定



人権に関する基本方針を策定。

企業活動に関わる
全てのステークホルダーの体験
を想像し、人権への理解を深めながら、
人権が尊重される社会の実現に寄与。

自社開発の業務管理システムで、企業の経営力や働く人の士気向上を支援する株式会社アイル（本社：大阪市北区・東京都港区、代表取締役社長：岩本哲夫、東証プライム：3854）は、人権に対する考え方をまとめ、基本方針を定めました。

企業活動に関わる全てのステークホルダーの体験を想像し、人権への理解を深めながら、人権が尊重される社会の実現に寄与してまいります。

【人権に関するアイルの考え方】

当社は「Free,Love&Dream」を企業ポリシーに掲げ、働く人、そして社会がより自由に夢をもてるよう、我々自身も愛と夢をもって自由に働ける環境を築きながら、企業の経営を支えるITサービスを開発・提供しています。

人権尊重はその根幹をなしており、アイルは「国際人権章典」および国際労働機関（ILO）の「労働における基本的原則および権利に関するILO宣言」など、人権に関する国際規範を支持します。

企業活動に関わる全てのステークホルダーの体験を想像し、人権への理解を深めながら、人権が尊重される社会の実現に寄与してまいります。

〔適用範囲〕

アイルグループに勤務する全ての役職員（委託先企業の社員・派遣社員を含む）に適用します。また、ビジネスパートナー・取引先へも理解促進に努めます。

ハラスメントの禁止

全ての人材に不利益な扱いを一切認めません。定期的な社内教育を通じ、あらゆるハラスメント行為を防ぎます。

多様性の重視

あらゆる差別を認めず、政治的信念、思想、宗教、性・性自認・性的指向、身体的特徴、疾病、年齢、国籍、人種、民族などにかかわらず、全ての人材が自然体に勤務する権利を守ります。そして、採用、評価、育成、配置、昇給・昇進、役職登用等において、公平な機会を提供します。

労働時間・賃金の管理、強制労働・児童労働の禁止

過重労働を防止し、法令を遵守した労働時間と休日付与の管理・監督に努めます。また、いかなる場合でも強制労働、および児童労働を禁止します。

賃金においても法令を遵守し、社会動向に応じて都度見直しを図りながら、労働・成果に見合った賃金を支払います。

表現の自由とプライバシーの保護

通信やインターネット、ソーシャルメディア上のコミュニケーションにおける表現の自由とプライバシー保護について尊重し、その侵害がないよう最大の注意を払います。

さらに全てのお客さまに対して公平・公正に接するとともに、安心かつ利便性の高いサービスを提供します。

人権尊重に向けた対応・体制

社内に内部通報窓口を設けており、人権侵害に関わる相談・通報があった場合、その概要が当社コンプライアンス委員会に報告されます。通報者の秘匿性を確保したうえで、違反の是正、違反者の処分、再発防止策の導入など適切に対応し、公平・公正な救済措置を講じるとともに、今後の防止策を検討・実行します。

人権デュー・デリジェンスを継続的に実施し、企業活動において人権面での負の影響が生じた際は直ちに特定・評価し、解消と今後の防止に努めます。

アイルについて

企業の販売・在庫管理を担うバックオフィスや、EC サイト・店舗運営のバックヤードなど、企業活動の根幹となるバックサイドの業務プロセス変革を支援しています。顧客企業の業務効率化の先にある、サービスや経営力の向上を使命とし、持続的な伴走サポートにより顧客企業の再契約率は98%を誇ります。さらに働く人に光を当て、誰もがクリエイティブな仕事と豊かな生活を実現し、働く日々喜びを持てる社会実現を目指し、サービス開発・強化やイベント企画、協賛活動に努めています。社内では各々が自律して責任を持ち、自発的に業務に取り組めるよう、社員の声を取り入れた環境整備に注力しています。

会社概要

社名：株式会社アイル（東証プライム：3854）
代表者：代表取締役社長 岩本哲夫
設立：1991年
資本金：3億54百万円（2024年7月末時点）
社員数：938人〔連結〕（2024年7月末時点）
売上高：175億8百万円〔連結〕（2024年7月期実績）
本社：大阪本社：大阪市北区 / 東京本社：東京都港区
URL：https://www.ill.co.jp/

お問い合わせ

報道関係者さま向けのお問い合わせ先
株式会社アイル 広報担当：吉野（よしの）
TEL：070-7607-2538 / E-MAIL：info@ill.co.jp

